

## 知的財産に関する統計整備

2008年6月27日

田辺孝二

## 1. 検討の対象

知的財産に関する統計整備のあり方を検討。

## 2. 現状

近年、知的財産の創造と活用は極めて重要な課題であり、その推進のための政策立案には、①知的財産の創造活動、②知的財産の保有状況、③知的財産の活用状況を把握し、これら活動を関連付けて分析する必要がある。

知的財産の創造の主たる活動は研究開発であり、この分野の統計として、「科学技術研究調査」（総務省、指定統計）と「企業活動基本調査」（経済産業省、指定統計）がある。「科学技術研究調査」は科学技術の振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、科学技術に関する研究活動の実態を調査しており、企業、大学、公的機関等の研究関係従業者数、専門分野別研究者数、研究費の費目別・分野別明細、研究費の受託額と委託額、国際技術取引等の研究活動の実態が明らかとなる。「企業活動基本調査」は企業活動の実態を明らかにすることを目的として、研究開発費、研究者数等の研究開発に係る活動を調査している。

知的財産の保有状況については、「企業活動基本調査」において技術（特許権、実用新案権等）の所有及び取引状況を調査しており、また、公開されている特許公報情報等（特許庁、業務情報）から企業等の産業財産権の出願、審査請求、取得に関する個々のデータが利用可能である。

知的財産の活用状況については、「知的財産活動調査」（特許庁、承認統計）が平成14年度から実施されている。企業等の知的財産活動の実態を把握し、知的財産政策の企画立案・検証を行うにあたっての基礎資料の提供、企業等における知的財産活動の強化に資することを目的として、知的財産部門の活動状況（知的財産活動費用、権利譲渡・譲受、実施許諾、ライセンス収支等）、産業財産権の所有・実施の状況、知的財産権侵害に係る訴訟とについて調査している。

その他、「我が国の研究活動の実態に関する調査報告」（文部科学省、承認統計）において、毎年度、研究者に対し特定のテーマに関する意識調査を実施している。

## 3. 知的財産に関する統計の課題

## ① 「知的財産活動調査」の低い回収率

「知的財産活動調査」は戦略的に重要な統計であり、そこから多くの価値ある情報を得られることが期待されるにも拘らず、回収率が50%程度の状況にある。統計利用における結果精度の確保の観点から何らかの改善を図る必要がある。

## ② 知的財産に係る統計間の不整合

「科学技術研究調査」は「事業所・企業統計調査」の結果を母集団情報として、調査対象を抽出して

いる。他方、「知的財産活動調査」は特許、実用新案登録、意匠、商標の出願実績のある者の情報を母集団情報として、調査対象を選定している。そのため、知的財産活動のインプット面に焦点を当てた科学技術研究調査とアウトプット面を中心に調査している知的財産活動調査を有機的にリンケージして有効に統計情報を作成・利用するに至っていない。

### ③ 知的財産活動を捉える統計単位

企業活動を捉える統計は、わが国において現在のところ事業所か企業を統計単位とした統計に限られる。近年、企業のグループ化の進展は著しく、上場企業の連結ベースの売上高は法人企業統計の資本金1億円以上の全企業の売上高合計の84%、約274万の全企業の売上高合計の46%に達する。企業活動においてグループ全体で機能を分担するケースが多く見られ、研究開発等の戦略的な活動については顕著である。親会社は子会社の研究開発まで負担している場合が多く、このことは（親会社の有無/子会社の有無）を調査している「企業活動基本調査」等の統計データからも確認できる。すなわち、企業グループのどこに位置しているかによって、知的財産活動の状況は大きく異なる。企業グループ全体の知的財産活動をどこかの企業が重点的に担っている場合、グループ内の各企業の活動成果を知的財産活動と結び付けて分析しても適切とはいえない。この場合、企業グループ全体で活動を捉えることが意味を持つ。

### ④ 人的資産への投資に関する統計の未整備

人材の能力開発（教育・研修）は、人的資産への投資というべき活動であり、設備投資や研究開発と同様に重要な活動であるが、能力開発投資の「見える化」を図るための基礎となる投資額を把握する統計が整備されていない。

## 4. 海外の主要国の状況

研究開発にかかる統計については、OECDが標準的な体系をフラスカチ・マニュアルとして提示しており、各国はこれに準拠して統計を作成している。

米国では、商務省統計局（Census Bureau）と国立科学財団（NSF）が共同して、企業部門について、「産業の研究開発調査」（Survey of Industrial Research and Development）を実施しており、研究開発施設の減価償却費、フルタイム換算の研究者数、研究開発費等を調査している。政府部門については、研究者数等が人事局のデータから明らかにされる。

ドイツでは、政府・大学・非営利団体等の学術・研究・開発のための非営利組織に対しては、連邦統計庁（Statistisches Bundesamt）が属性毎の人員分野別収支、研究・開発活動、技術分野別の研究費等を調査している。企業部門に対しては、学術統計有限会社（Wissenschaftsstatistik gGmbH）が連邦教育研究所、財団連盟等の資金によって研究開発統計調査（Statistik über FuE im deutschen Wirtschaftssektor）を実施しており、研究開発の支出額、資金源、研究従事者、分野別研究開発状況等の実態を明らかにしている。

フランスでは、国民教育・高等教育・研究省（MENESR）と研究・革新統計室が、研究開発人材の内訳、費目別の研究開発支出、分野別研究開発活動、研究開発活動の資金源、知的財産権等を主な調査内容

とした研究開発活動と人材についての調査を実施している。

英国では、国家統計局（ONS）が研究開発部門の費用、雇用、資金源の実態を明らかにするため、「企業の研究開発調査」と「政府の研究開発調査」を実施している。

このほか、欧州の主要国でイノベーションサーベイ（CIS：Community Innovation Survey）が、企業レベルのイノベーション活動を把握する目的で実施されている。これまでに、1993年、1997年、2001年、2005年に、4年ごとに実施されている。この調査は、プロダクト（プロセス）・イノベーションの程度やイノベーションの効果など、企業のイノベーション活動のインプットから成果に至るまでを詳細に聞いている。第4回の調査実施国はEU25ヶ国にアイスランド、ノルウェー、ブルガリア、ルーマニアを加えた29カ国である。

## 5. 課題への対応

### ① 「知的財産活動調査」の改善

「知的財産活動調査」の回収率が低い背景として、調査事項が多方面にわたっていて、かつ、調査項目が多いことなどから調査客体の負担が重いこともあるが、調査内容は企業戦略そのものに関する情報であり、企業機密に属する類の調査項目が多く含まれ、未記入回答項目が少なくないことからすると、調査業務を一括して民間企業に外部委託していることによる回収率への影響も大いに考えられる。回収率の向上を図り、結果精度を向上させるために、調査票の改善、外部委託のあり方を検討する必要がある。

### ② 知的財産に係る統計の高度利用を目指して

事業所・企業データベースを管理する総務省統計局が、産業財産権の企業出願人の名称・所在と企業の登記情報の照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する方向が打ち出されている。これが実現すれば、産業財産権の出願情報にもとづいて調査されている「知的財産活動調査」と「科学技術研究調査」のデータリンクが容易になり、両調査結果を接合して新たな統計の作成が可能となるにとどまらず、さらに、特許公報情報等や「企業活動基本調査」等の情報と組み合わせることによって、知的財産活動に係る包括的な統計結果が利用できることとなる。関係省は、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始することが適当である。

### ③ 企業グループを単位とした統計に向けて

平成26年に実施がうたわれている第2回「経済センサス-基礎調査」において、企業の親子関係の名寄せが完備に近づく。それまでに知的財産に係る統計の企業コードはビジネスレジスターと完全な対応関係を持っているので、平成27年以降は、知的財産活動を企業グループ全体で纏めて捉えることが可能になる。また、総務省政策統括官室・統計局は財務省と協力して、平成21年度から上場会社の連結ベースも含めて、財務諸表データをビジネスレジスターの中間的なファイルに収納することが求められている。平成27年時点では、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5、6年度分の財務データを同時に利用することが可能となる。関係省は、企業グルー

プの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて連携した検討が求められる。

④ 人的資産への投資に関する統計情報の整備

企業における能力開発（教育・研修）に関連する投資額を把握するため、経済産業省は、「企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討することが適用である。

6. 期待される効果

知的財産活動に係る統計情報が、他の企業活動や財務状況を明らかにする統計情報と統合して活用できることによって、従来は実施できなかった統計情報等の高度利用と分析が可能となり、知的財産活動に関する政策の企画・立案に資するとともに、企業が戦略を構築するために有意義な情報を提供することができる。